

企 業 局

令和 8 年(2026年) 5 月 2 5 日 調 製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の骨子（企業局所管分） -----	1 ～ 2

1 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の骨子（企業局所管分）

(1) 改正理由

公共下水道事業の排水人口等を変更するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

函館市公共下水道事業計画等の変更を踏まえ、公共下水道事業の排水人口および1日最大処理能力を変更する。

(3) 施行期日

公布の日

函館市公営企業の設置等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 公営企業ごとの基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公共下水道事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 排水区域 函館市の区域の内4,958ヘクタール</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 排水人口 <u>208,700人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 1日最大処理能力<u>113,746立方メートル</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 排水人口 <u>198,130人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 1日最大処理能力<u>108,864立方メートル</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>